

第3章 計画の内容

基本目標Ⅰ すべての人があらゆる分野で活躍できる社会の実現

- ① 将来にわたってすべての人が政治、行政、経済、文化など、社会のあらゆる分野において個性と能力を十分発揮し活躍できる男女共同参画社会の実現のために、その人が本来持っている力を活かし、自らの意思決定により自発的に行動できるようにするエンパワーメントを拡充して主体的に活躍するための支援を行うとともに、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大し、多様な意見を反映させていきます。
- ② 一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮するためには、それぞれの事情に応じた多様で柔軟な働き方や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が必要であり、職場における働き方の見直しと育児・介護サービス等の社会的支援体制の強化を図ります。
- ③ 人口減少や少子高齢化が進み、労働力人口が減少する中、働きたい人が性別に関わらず活躍することは地域活性化につながるため、多様な働き方を選択することができる就業環境の整備を進めます。
- ④ 本市の様々な産業分野において、男女比に偏りがみられる分野があり、不均衡の解消が多様な価値観や創意工夫をもたらすことも期待できるため、性別に関わらず、その個性と能力を十分に発揮できる環境づくりを進めます。

《成果目標》

項目	現状（基準年）	成果目標（目標年）
市職員の管理職に占める女性の割合	10.2% (2022年)	15.0% (2027年)
雇用の創出や働きやすい職場環境が整備されていると思う市民の割合	10.4% (2022年)	14.0% (2027年)
女性活躍推進企業認定数（累計）	54社 (2021年)	65社 (2027年)

重点目標 1 政策・方針決定過程への女性の参画

＜現状と課題＞

- ◆ 2022（令和4）年度に実施した「弘前市市民意識アンケート」によれば、「職場や町会・PTA活動の場など、地域社会全体で男女の地位や立場は対等になっていると思うか」という設問において、「そう思う」と答えた人は6.2%、「どちらかといえばそう思う」と答えた人は21.8%にとどまり、社会生活の多くの場面で地位や立場に差があると認識するものが多いことがわかつています。
- ◆ 将来にわたってすべての人が政治、行政、経済、文化など、社会のあらゆる分野において個性と能力を十分発揮し活躍できる男女共同参画社会の実現のためには、男性が中心となりがちな政策・方針決定過程への女性の参画を拡大し、多様な意見を反映させていくことが必要です。
- ◆ 本市では、多様な意見を市政に反映させるため、附属機関（審議会等）への女性登用を進めてきましたが、市附属機関における女性委員の比率は24.3%（2022（令和4）年5月21日）で、「弘前市附属機関の設置及び運営に関する指針」に規定する女性委員の比率40%以上を達成できない状況が続いています。
- ◆ 本市の政策・方針決定過程へこれまで以上に多様な意見を反映させるため、性別に関わらず能力や意欲のある職員を積極的に登用するとともに、勤務の実績等を的確に評価し、適材・適所の人事配置等を進めが必要です。
- ◆ 市では、女性職員がより一層能力を活かし、いきいきと働きやすい職場環境づくりを進めるための研修を実施していますが、性別に関わらず、多様な視点で業務に取り組む職員の育成を続けていく必要があります。2022（令和4）年4月1日時点で、市職員に占める女性の割合は32.1%、管理職（課長級以上）に占める女性の割合は10.1%となっています。

施策の方向 1 審議会等の委員への女性の参画

多様な意見を市政に反映させるため、市が設置する附属機関（審議会等）への女性登用を推進します。

- ① 審議会等委員への女性の参画

施策の方向 2 市女性職員の管理職への登用

市の政策・方針決定過程へ女性の意見・考え方を反映させるため、女性職員を管理職に登用するとともに、女性職員が働きやすい職場環境づくりや適材適所の人事配置などを進めます。

- ① 能力、適性、意欲等を踏まえた市職員の適正配置と登用

- ② 能力向上や意識啓発を図る研修等の実施

重点目標2 女性の人財[※]育成とエンパワーメント支援

＜現状と課題＞

- ◆ 自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することができる環境づくりは、男女共同参画の視点からも重要です。
- ◆ これまで女性の社会参画を進めるための取組を実施してきており、参画が拡大している分野がある一方、偏りが見られる分野も多いことから、中学生や高校生が女性の少ない分野における学びや就業イメージの形成を図ることで、選択肢を狭めることがないよう取組を進めていくことが必要です。
- ◆ また、あらゆる分野において、活躍したいと思う人が能力を発揮することができる環境を整備するとともに、家族や職場、行政などの支援が重要となります。
- ◆ 社会全体において、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するためには、自らの意思と能力によりあらゆる分野で主体的に活動していくことが重要であり、地域で活躍する女性のネットワークづくりによるエンパワーメントの支援が必要です。

施策の方向1 女性の人財育成

地域で働くことへの理解促進を図るとともに、就業イメージを形成することで、あらゆる分野での女性の活躍を支援します。

- ① 地域の企業等を知り、地域で働く人と交流できる機会の提供

施策の方向2 女性のエンパワーメント支援の促進

様々な分野で活躍する地域女性のネットワークづくりによりエンパワーメントの支援を行います。

- ① 異業種の女性が交流し、情報共有できる場の提供

[※]本計画では、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、「人材」の育成から一歩進めて、社会の「財産」となる「人財」を育成することを目指しているため、「人財」と表記しています。

重点目標3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

＜現状と課題＞

- ◆ 仕事は生活の基盤であり、一人ひとりが職業上の責任を果たし、その個性と能力を十分に発揮するためには、それぞれの事情に応じた多様で柔軟な働き方や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が必要です。
- ◆ 働き方改革関連法や女性活躍推進法の施行により、企業において長時間労働の是正や年次休暇の確実な取得などの取組が求められています。また、働き方の見直しや短時間勤務制度の導入など、より一層、働きやすい職場環境の整備が求められています。
- ◆ 近年、新型コロナウイルス感染症の影響により、在宅時間が増加したことで、家事・育児の量が増え、従来から女性に偏りがちだった家事・育児等への負担がさらに増加しています。また、保育園や幼稚園、小学校の休園・休校の影響で仕事を休まざるを得ない保護者に対する支援が必要な状況にあります。
- ◆ 家事・育児等に対する固定的性別役割分担意識を解消し、互いに家庭内での責任を担うとともに、企業等において気兼ねなく休暇を取得できる環境の整備が必要です。
- ◆ また、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を促進し、一人ひとりの活躍を推進するためには、多様なニーズに対応したきめ細かな子育て支援や介護サービス等の社会的支援体制を充実させることが、ワーク・ライフ・バランスの実現にもつながります。

施策の方向1 ワーク・ライフ・バランス支援の促進

ワーク・ライフ・バランスの普及啓発に努め、一人ひとりがその個性と能力を発揮できる職場環境づくりを促進します。

- ① 様々な機会による理解促進
- ② 雇用環境の改善に取り組む企業等の登録制度の運用
- ③ 多様な働き方への環境整備

施策の方向2 子育てを支援する環境の整備

地域全体での子育て支援機能の充実を図り、仕事と育児を両立できるよう環境づくりを進めます。

- ① 子育て環境の整備
- ② 多様なニーズに対応した子育て支援の充実

施策の方向3 介護を支援する環境の整備

高齢者の介護予防を図り、社会全体で介護を支援する環境づくりを進めます。

- ① 介護予防と自立支援介護の推進
- ② 地域ケアの推進

重点目標4 就業・起業における男女共同参画の推進

＜現状と課題＞

- ◆ 人口減少や少子高齢化が進行し、労働力人口が減少する中、働きたい人が性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる社会づくりは、本市の経済や企業の活性化という点において重要となっています。
- ◆ 働く女性がその能力を十分に発揮するための環境整備は、女性の視点や能力を活かすことにつながるとともに、男女共同参画社会を実現する大きな要素となります。
- ◆ 女性の職業生活における活躍を推進するため、男女共同参画社会基本法で定める積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進等による職場における男女間格差の是正や、女性の活躍状況の把握・分析、女性の採用・登用・勤務年数の男女差・長時間労働の削減等、女性活躍推進法に基づいた取組が求められています。
- ◆ 女性が多くを占めるパートタイム労働などの非正規雇用は、多様な働き方を実現する意義がある一方で、女性の貧困や男女間の格差、長期的キャリア形成阻害の一因となっています。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、非正規雇用者の解雇などの大きな不安をもたらしています。
- ◆ 性別に関わらず希望に応じた柔軟で多様な働き方を選択でき、適正な待遇のもとで就労できるような環境整備を進め、雇用における差別の禁止などの意識啓発を行うことは、すべての人が暮らしやすい社会の実現につながります。

施策の方向1 希望に応じた多様な働き方を可能にする支援

多様な働き方を選択することができ、その個性と能力を十分に発揮できるような就業環境を整備します。

① 多様な人財を活用する環境整備と意識啓発の実施

② 創業・起業に対する支援

③ 地元企業への就職促進

施策の方向2 企業等における女性の活躍推進

女性の雇用環境の改善に向けた自主的な取組を実施している企業等を「市女性活躍推進企業」として認定し、一人ひとりが能力を発揮できる環境づくりを進めます。

① 女性の雇用環境の改善に取り組む企業等の登録制度の運用

重点目標 5 農業における男女共同参画の推進

＜現状と課題＞

- ◆ 日本一の生産量を誇るりんごや米の生産など農業は本市の基幹産業であり、販売農家の減少や高齢化、後継者不足が深刻化する中、女性は農業の担い手として重要な役割を果たしていますが、農業経営の決定権は男性にあることが多く、経営への女性の参画はまだ十分ではありません。
- ◆ 消費者の志向の多様化や経済のグローバル化等に対応し、農業の振興を図っていくためには、性別を問わず、多様な価値観や創意工夫をしていくことが必要であることから、より一層、女性の経営参画や活躍が重要です。
- ◆ 女性が農業経営に参画できるようにするためには、地域における固定的性別役割分担意識を変容させながら、女性の能力を正しく理解・評価し、経済的地位を向上させていくことが重要です。
- ◆ また、本市の農業においては家族経営が主体であり、生活と仕事が密接に繋がっていることから、労働時間や休日が不明確になりがちであり、適切な労働時間や定期的な休日の確保など就業条件の整備を図り、すべての人が充実感を持って働く環境づくりを進めることができます。
- ◆ 家族間の話し合いで農業経営方針や就業条件、家計の管理や家事の分担などを決める「家族経営協定」の締結を促進することで、女性が働きやすい環境の整備と農業経営への参画が実現します。

施策の方向 1 農業に従事する女性が活躍できる環境づくり

農業振興のために就業条件の整備を図るとともに、農業経営への女性の参画を拡大し、すべての人が活躍できる環境づくりを進めます。

- ① 家族経営協定の締結等による女性の農業経営への参画
- ② 農業委員会などへの女性委員登用の促進

基本目標Ⅱ すべての人が安心して暮らせる社会の実現

- ① 活力ある地域社会を維持し、発展させるためには、すべての人が互いを尊重し合い、一人ひとりが役割を担いながら地域全体で支え合うことが必要であり、それぞれの地域で行われる活動において男女共同参画の理解を広めていきます。
- ② 家族形態の変容や雇用・就労をめぐる変化等により、ひとり親家庭や高齢者等の幅広い層で貧困をはじめとする生活上の困難に陥りやすい状況が広がっています。性別等を理由に複合的に困難な状況に置かれることがないよう、人権尊重や男女共同参画の視点での取組を推進します。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、全国的に家庭内暴力や性暴力の増加・深刻化が懸念されています。暴力は深刻な人権侵害であり、すべての人が安心して暮らせる社会を実現するために、あらゆる暴力を根絶するための取組を推進します。
- ④ 一人ひとりがいきいきとした生活や充実した社会活動を行うために、生涯にわたる健康づくりに取り組みます。特に、女性はライフステージに応じ、男性とは異なる女性特有の疾患を経験する可能性があることや、妊娠・出産をはじめ更年期など、心身の状態が大きく変化する特性があるため、身体的性差を踏まえた健康支援策の推進を図ります。

《成果目標》

項目	現状（基準年）	成果目標（目標年）
町会や公民館、学校やPTA、NPO・ボランティア団体、企業などの地域の活動や行事に参加している市民の割合	25.1% (2022年)	35.0% (2027年)
安全・安心な生活環境だと思う市民の割合	29.1% (2022年)	38.5% (2027年)
地域や職場で健康づくりに取り組む市民の割合	9.4% (2023年取得)	10.6% (2027年)

重点目標 6 地域における男女共同参画の推進

＜現状と課題＞

- ◆ 活力ある地域社会を維持し、発展させるためには、市民主体の取組や市民・行政等の協働によるまちづくりを一層推進していくことが必要です。
- ◆ 人口減少、高齢化、価値観の多様化等により地域コミュニティの維持が大きな課題となっており、各町会においても担い手の不足や地域住民の地域活動への関心の低下、地域行事への参加者不足などが町会活動に関するアンケートで明らかになっています。
- ◆ また、町会活動をはじめとしたそれぞれの地域で行われる活動には多くの女性が参加していますが、町会長等の役職は男性が担うことが多く、固定的性別役割分担意識を変容させながら、多様な住民の参画やリーダーとしての女性の参画を広げていくことが必要です。
- ◆ 一方で、頻発する自然災害を契機とした市民の関心の高まりや企業などの社会貢献活動の活発化に伴いボランティアの必要性や役割への期待が大きくなっています。本市と弘前市社会福祉協議会がボランティアセンターを統合し、「ひろさきボランティアセンター」を開設することで、ボランティアの裾野の拡大や活動内容の充実につながる支援に取り組んでいます。
- ◆ 災害時における避難所では、性別によって悩みや不安が異なることや、子どもや若者、高齢者、障がい者、性的マイノリティの方など、配慮が必要な方が声をあげにくい状況に陥ります。そのため、平時から男女共同参画の視点を踏まえた「共助」の体制づくりを進めるとともに、消防団や自主防災組織等において男女共同参画に関する理解を広げていくことが必要です。

施策の方向 1 性別に関わりなく共同で取り組む地域活動の推進

地域で行われる様々な活動に対し、固定的性別役割分担意識を変容させながら、地域における男女共同参画を推進します。

- ① 多様な視点での市民活動やボランティア活動の支援
- ② 町会活動の活性化及び町会の担い手育成

施策の方向 2 防災・災害時における男女共同参画の視点を反映させた対応

避難所運営等、災害時に見過ごされがちな女性や性的マイノリティの方の視点による防災・災害対応に平時から取り組みます。

- ① 防災意識の向上と防災リーダーの育成
- ② 自主防災組織での女性役員の登用
- ③ 消防団員の育成

重点目標 7 生活上の困難や生きづらさに直面する人への支援

＜現状と課題＞

- ◆ 家族形態の多様化、非正規労働者の増加など雇用・就業構造の変化などが進行する中で、幅広い層で貧困をはじめとした生活上の困難を抱える方の増加が見られるとともに、若年層においても、社会的孤立や未就労・非正規雇用による貧困の問題が深刻化し社会問題となっています。
- ◆ 女性は、経済社会における男女が置かれた状況の違いなどを背景とし貧困等の困難に陥りやすく、中でも高齢の単身女性や母子世帯の貧困率が高い状況となっています。
- ◆ 男性よりも女性の貧困率が高い一因として、女性は固定的性別役割分担意識のため育児・介護などで就業を中断する割合が高く、また、身分的に不安定な非正規雇用に就きやすいことから、貧困に陥りやすいことがあげられます。それに伴い、年金水準も低くなりがちであるため、高齢期の経済的基盤が弱くなるなどの問題等が生じています。
- ◆ 生活や仕事に様々な課題を抱え、貧困状態となる恐れのある方に対して、経済的・社会的に自立した生活ができるよう支援していくことが求められているとともに、高齢者、障がい者、外国人等が女性であることにより、性的被害や暴力等の複合的に困難な状況に置かれることがないように、安心して暮らせる環境の整備が必要です。
- ◆ また、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども（ヤングケアラー）の相談支援や、貧困以外の日常生活の困りごとやトラブル等への相談対応が求められています。
- ◆ 本市においては、双方または一方が性的マイノリティの2人がお互いをパートナーとして日常生活で支え合い、協力し合うことを約束し「パートナーシップ宣誓」を行い、その宣誓を市が証明する「弘前市パートナーシップ宣誓制度」を運用していますが、性的マイノリティであることを理由に困難な状況に置かれることがないよう、性的多様性について普及・啓発を図ることが必要です。
- ◆ さらに、様々な犯罪等に巻き込まれた犯罪被害者の方々は、直接的な被害を受けた後に精神的な苦痛、身体の不調など二次被害に苦しめられることも少なくありません。そのため、犯罪等の被害にあわれた方やそのご家族等が安心して暮らすことができるよう地域全体での支援が必要です。

施策の方向1 ひとり親家庭、貧困等の人たちの生活安定に向けた支援

生活や仕事等の課題により貧困等生活上の困難を抱える人に対して、経済的自立と生活の安定を図るための支援を行います。

- ① ひとり親家庭への就労支援
- ② 生活困窮者等への就労支援
- ③ 外出困難等社会的孤立に苦しむ人への支援
- ④ 相談体制の充実
- ⑤ 生活困窮世帯等の学生への教育支援

施策の方向2 若年者、高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境整備

若年者、高齢者、障がい者、外国人等が安心して生活できる環境の整備を行います。

- ① 生活上の困難を抱えた方への支援
- ② 高齢者が安心して暮らせる環境の整備
- ③ 障がい者が安心して暮らせる環境の整備
- ④ 外国人が安心して暮らせる環境の整備

施策の方向3 多様な性のあり方に対する理解促進

性の多様性について周知啓発を図るとともに、差別や偏見のない社会を目指します。

- ① パートナーシップ宣誓制度の運用
- ② 性の多様性に関する理解促進を図る取組の推進
- ③ 市職員・教職員等に対する研修の実施

施策の方向4 犯罪被害者等への支援

犯罪等の被害にあわれた方やそのご家族が安心して暮らすことができる社会の形成を図るとともに、犯罪被害の抑止に取り組みます。

- ① 犯罪被害者等への支援
- ② 犯罪を未然に防ぐ環境の整備

重点目標8 すべての人に対する暴力の根絶

＜現状と課題＞

- ◆ 暴力は身体的・性的・心理的な危害又は苦痛をもたらす行為であり、性犯罪・性暴力、売買春、配偶者やパートナー等からの暴力（DV、ドメスティック・バイオレンス）、ストーカー行為の他、職場等におけるハラスメントや学校等におけるいじめなど、非常に広い範囲が暴力に含まれます。
- ◆ 暴力は恐怖や不安を与え、人の尊厳を傷つける深刻な人権侵害であり、性別や関係性に関わらず許されるものではありません。
- ◆ しかしながら、被害が潜在化しやすく、個人的問題とみなされがちであるため、社会全体で対応していかなければ解決できない問題です。
- ◆ 特に、新型コロナウイルス感染症の影響により全国的に家庭内暴力や性暴力の増加・深刻化が懸念されており、関係機関と連携した支援体制の構築が求められています。
- ◆ 本市において、パートナーとの関係やDV等の相談に対応する「婦人相談」に寄せられた相談件数を新型コロナウイルス感染症の拡大前の2019(令和元)年と拡大後の2020(令和2)年で比較すると約3倍に増加しており、DV相談も約2.5倍に増加しています。
- ◆ 暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき課題であり、暴力を許さない社会づくりや犯罪加害者・被害者にならないための意識啓発、被害者が孤立することなく相談できるような体制を整備することが必要です。

施策の方向1 暝の防止のための環境づくり

暴力の予防と根絶のための取組を推進します。

① 地域全体での暴力の予防と根絶のための啓発活動

② 犯罪を未然に防ぐ環境の整備

施策の方向2 暝被害者からの相談・支援体制の充実

暴力被害者の相談・支援体制を構築します。

① 相談体制の充実

② 被害者への避難場所確保等支援体制の構築

重点目標9 生涯を通じた健康支援

<現状と課題>

- ◆ 男女共同参画社会を形成していくためには、一人ひとりがいきいきとした生活を送り、生涯にわたって健康を保持していくことが前提といえます。
- ◆ しかしながら、青森県が都道府県別平均寿命で全国最下位にある中、本市の平均寿命も全国平均に比べて短い状況にあります。死因別にみると、がん・心疾患・脳卒中の「三大生活習慣病」による死亡率が全国平均より高い状況にあります。
- ◆ 本市においては、働き盛り世代における健康に関する意識の低さが平均寿命低迷の原因になっていると推測され、本市の肥満者の割合は全国平均より高く、肥満が原因の高血圧も増加しています。また、肥満傾向児の出現率も全国平均より高い状況です。
- ◆ 特定健診受診率が全国・県平均より低いため、健診を受けやすい体制整備や受診勧奨を行うことの他、がん等の早期発見・早期治療につながる取組が求められています。
- ◆ 心身ともに健康であることは、いきいきとした生活や充実した社会活動などあらゆる場面において生きるための基本となるため、世代を問わず、幼少期から健康に関する意識を向上させ、望ましい生活習慣を身に付ける取組を行っていくことが必要です。
- ◆ また、女性はライフステージに応じ、男性とは異なる女性特有の疾患を経験する可能性があることや、妊娠・出産をはじめ更年期など、心身の状態が大きく変化する特性があるため、身体的性差を踏まえた健康支援策が必要です。

施策の方向1 生活習慣病の発症予防及び重症化予防対策

健診・検診を受けやすい体制を整備するとともに、受診勧奨を行い受診率の向上を図ります。

- ① 働き盛り世代における健康意識の向上
- ② 特定健診・がん検診などの受診勧奨

施策の方向2 健康意識の向上と心身の健康づくり

健康に関する意識を向上させ、望ましい生活習慣を身に付ける取組を行います。

- ① 健康に関する意識啓発と健康的な生活習慣に向けた取組
- ② 心の健康を保つための取組の充実

施策の方向3 身体的性差に関わる健康問題に対する理解促進

ライフステージに応じた女性特有の健康問題について支援します。

- ① 女性特有の疾病等の理解促進と健診の受診勧奨
- ② 周産期における支援や母子保健体制の充実

基本目標Ⅲ すべての人が共に参画できる社会の実現

- ① すべての人が互いに人権を尊重し、社会の対等な構成員として、あらゆる分野においてそれぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の推進は、本市における様々な取組の基盤となります。
- ② そのために、長い時間をかけて形成された固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念・無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）などを解消する取組を推進します。
- ③ 働き方や暮らし方が変容する中、職場、家庭、地域など、社会のあらゆる分野で多様な人財が主体的かつ積極的に参画することで、誰もが暮らしやすい社会につながるようすべての人に対する男女共同参画社会についての普及啓発を行い、その理解を深めていきます。

《成果目標》

項目	現状（基準年）	成果目標（目標年）
性別による固定的役割分担の考え方に対する同意しない市民の割合	59.0% (2022年)	64.0% (2027年)
市が実施する男女共同参画社会の理解促進活動の参加者数	451人 (2022年)	523人 (2027年)
職場や町会・PTA活動の場など、地域社会全体で男女の地位や立場は対等になっていないと思う市民の割合	23.4% (2022年)	21.4% (2027年)

重点目標 10 男女共同参画社会形成に向けた慣行の見直し、意識の改革

＜現状と課題＞

- ◆ 令和4年度弘前市市民意識アンケートによると、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方、「同感する」と答えた人は5.0%、「どちらともいえない」と答えた人は32.5%で、固定的性別役割分担意識はまだ残っていることがわかります。
- ◆ 固定的性別役割分担意識などに基づく行動は、働く場においては、男性の長時間勤務につながりやすく、家庭の場においては、家事・子育て・介護等を女性が担うことにつながりやすいため、その結果、働きたい女性の活躍を阻むなど、社会の対等な構成員としての活躍を困難にする要因となります。
- ◆ 男性にとっても、家庭における家事・子育て・介護等の経験から導かれる多様な価値観の醸成や働く場以外での知識や体験を得る機会を逃すことにもつながるため、男女共同参画に関する理解を広げていくことが求められています。
- ◆ また、固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念などについて、意識調査を行い、現状の把握に努めていくことが必要です。

施策の方向1 男女共同参画社会形成に係る理解促進

すべての人が互いに人権を尊重し、社会の対等な構成員として参画できる社会に向けた意識啓発を行います。

- ① 理解促進につながるセミナー・出前講座等の実施
- ② 多様な媒体による広報活動

施策の方向2 男女共同参画に関する意識調査

男女共同参画に係る意識改革を進めるために、意識調査を実施し、現状の意識の把握に努めます。

- ① 市民意識アンケートの実施

重点目標 1 1 学校教育における理解促進

＜現状と課題＞

- ◆ 学校教育における男女共同参画に対する理解促進は、将来の男女共同参画社会づくりの基盤となるものです。
- ◆ 次世代を担う子どもたちが、その個性と能力を發揮し、性別にとらわれない多様な選択を可能にするための環境づくりが必要です。

施策の方向 1 学校教育等における男女共同参画の理解促進

男女共同参画の視点に立った教育を推進します。

- ① 児童・生徒に対する男女共同参画の理解促進
- ② 教職員に対する研修
- ③ 子どもたちの悩みに寄り添う相談体制の充実